



埼玉県報

第 2 5 4 5 号
平成 2 5 年 1 1 月 1 9 日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [職業能力開発促進法の規定による埼玉県職業能力開発協会に行わせる業務\(産業人材育成課\)](#)
- [急傾斜地崩壊危険区域の指定\(河川砂防課\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額\(経営管理課\)](#)
- [住民監査請求に係る監査結果の公表\(監査第一課\)](#)

雑報

- [収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)

告 示

埼玉県告示第五百七十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年十一月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年十一月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エヌピーオー事業協議会

三 代表者の氏名

瀬山 正

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市大字山田字東町千四百三十一番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、生産活動及びその他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な職業準備訓練、日常生活及び社会生活に関する相談、支援、その他の便宜を適切且つ効果的に提供することにより、通常の事業所への就職を目指すとともに、就職が困難な障害者に対しては、その就労の機会の提供に努め、もって障害者の職業・生活の安定、日常生活の支援に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://ww.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年十一月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年十一月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 `With step`
- 三 代表者の氏名
加納 仁志
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県入間市大字下藤沢四百三番地四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、発達障害、精神障害、知的障害、身体障害、引きこもり、ニート、不登校、鬱など何らかの障害を持つ方、及び家族並びに支援者、支援団体への支援活動を行い、社会で無理なく、生きづらさを感じにくい、環境整備を行うことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百七十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年十一月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年十一月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人オエステエス
- 三 代表者の氏名
橋田 光司
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県入間市大字上藤沢五百二十一番地十五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、サッカーを主体としたスポーツを通じて、身体諸器官のはたらきや運動機能を高めていくとともに、社会性・自立性・創造性を育て、子供たちの健全な育成と生涯スポーツの発展に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千五百八十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年十一月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年十一月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人つばき
- 三 代表者の氏名
羽賀 烈
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県行田市大字南河原八百三十七番地七
- 五 定款に記載された目的
この法人は、身寄りのない人・生活保護受給者・生活困難者・施設入所者等諸々の事情がある方の葬祭の援助、心のケア、生前・死後のケア等の事業を行い、地域社会福祉に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイスアゲート本庄早稲田

埼玉県本庄市本庄都市計画事業本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業四十三街

区一画地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）ベイスア本庄早稲田モール

（変更後）ベイスアゲート本庄早稲田

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイスア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

群馬県高崎市高関町三百八十番地

株式会社オートアールズ 代表取締役 土屋嘉雄

群馬県伊勢崎市日乃出町二百九十二番地 外未定

（変更後）株式会社ベイスア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市東富田八十八番地二

株式会社トップカルチャー 代表取締役 清水秀雄

新潟県新潟市西区小針四丁目九番一号

ハ 変更年月日

平成二十五年六月二十六日外

ニ 届出年月日

平成二十五年十月三十日

二 縦覧期間

平成二十五年十一月十九日から平成二十六年三月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十一月十九日から平成二十六年三月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第五百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイスアゲート本庄早稲田

埼玉県本庄市本庄都市計画事業本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業四十三街

区一画地外

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一二六台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一二六台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 五二九平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 五二九平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 面積 一〇五立方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 一〇五立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社ベイスア 午前九時から午後九時

株式会社カインズ 午前八時から午後九時

株式会社オートアールズ 午前九時から午後九時

専門店（未定） 午前〇時から翌午前〇時

（変更後）株式会社ベイスア 午前九時から午後九時

株式会社カインズ 午前八時から午後九時

株式会社トップカルチャー 午前七時から翌午前一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前七時三十分から午後九時三十分（一部、午前〇時から翌午前

〇時）

（変更後）午前七時三十分から午後九時三十分（一部、午前六時三十分から

翌午前一時三十分)

八 変更年月日

平成二十五年十一月一日

二 届出年月日

平成二十五年十月三十日

二 縦覧期間

平成二十五年十一月十九日から平成二十六年三月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十一月十九日から平成二十六年三月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）鴻巣商業施設

埼玉県鴻巣市鴻巣字沼田九百四十一番二外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

オリックス株式会社 代表執行役 井上亮

東京都港区浜松町二丁目四番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

株式会社セキ薬品 代表取締役 関伸治

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西四丁目九番二号 外未定 計三者

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十六年七月一日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

二千九百六十七平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一四五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八九台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二四一平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三六立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 a 午前六時から午後十時

荷さばき施設 b 午前六時から午前八時三十分

荷さばき施設 午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十五年十月三十一日

二 縦覧期間

平成二十五年十一月十九日から平成二十六年三月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十一月十九日から平成二十六年三月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

A G E O ・ タ ウ ン

埼玉県上尾市宮本町三番二号

ロ 変更の概要

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 八七平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 一三〇平方メートル

ハ 変更年月日

平成二十六年七月二日

ニ 届出年月日

平成二十五年十一月一日

二 縦覧期間

平成二十五年十一月十九日から平成二十六年三月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十一月十九日から平成二十六年三月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千五百八十五号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第四項の規定により、埼玉県職業能力開発協会に行わせる業務を次のとおり定め、昭和五十六年埼玉県告示第七百三十五号（職業訓練法の規定による埼玉県職業能力開発協会に行わせる業務について）は、廃止する。

平成二十五年十一月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 技能検定受検申請書の受付、受検資格の審査、実技試験及び学科試験（以下の号及び次号において「試験」という。）の免除資格の審査並びに受検票の交付及び試験免除の通知
- 二 試験の実施、合否判定及び合格通知（技能検定の実施の公示、合格発表並びに合格証書の交付及び再交付を除く。）
- 三 受検者名簿の作成その他前二号に掲げる業務に附帯する業務

告示

埼玉県告示第千五百八十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）
第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、埼玉県川越県土整備事務所において縦覧に供する。

平成二十五年十一月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 上ノ原団地地区

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱九号と標柱一号を結んだ線によって囲まれた区域

標柱番号	市町村	大字	字	地番
一	狭山市	広瀬三丁目	上ノ原	一五〇八番二
二	同	上広瀬	上ノ原	一三七一番
三	同	同	本宿	一五二〇番
四	同	同	同	一五二一番
五	同	同	同	一五二五番二
六	同	同	上ノ原	一三四五番一
七	同	広瀬三丁目		一五二八番イ三
八	同	同		一五二三番一
九	同	同		一五二〇番三

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十五年十一月十九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

指定番号	第号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十五年十一月十二日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県深谷市国済寺五十五街区十画地地先～五十六街区一画地地先、五十七街区三画地地先～五十八街区二画地地先</p> <p>埼玉県深谷市国済寺五十七街区四画地地先～六十二街区五画地地先、五十八街区二画地地先～六十六街区一画地地先</p> <p>埼玉県深谷市国済寺三十街区七画地地先～三十六街区九画地地先、三十六街区二十五画地地先～三十六街区十九画地地先</p> <p>埼玉県深谷市国済寺五十七街区十画地地先～五十八街区七画地地先、六十一街区二画地地先～六十二街区二画地地先</p> <p>埼玉県深谷市国済寺五十八街区二十画地地先～五十八街区十八画地地先、六十六一街区地先～六十六一街区地先</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>百十二・八二</p> <p>百二十八・〇〇</p> <p>三十一・〇〇</p> <p>二十三・〇〇</p> <p>四十一・六一</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>十六・〇〇～十七・五〇</p> <p>十二・〇〇</p> <p>十・〇〇</p> <p>八・〇〇</p> <p>八・〇〇</p>

<p>埼玉県深谷市国济寺五十五街区四画地地先 〓 五十五街区七画地地先 〓 五十六街区十五画地地先 〓 五十六街区十二画地地先</p> <p>埼玉県深谷市国济寺五十四街区十六画地地先 〓 五十四街区十二画地地先 〓 五十五街区二画地地先 〓 五十六街区十五画地地先</p> <p>埼玉県深谷市国济寺十二街区四画地地先 〓 十三街区二画地地先 〓 十四街区二画地地先 〓 十四街区四画地地先</p> <p>埼玉県深谷市国济寺十一街区七画地地先 〓 十二街区五画地地先 〓 十三街区二画地地先 〓 十三街区三画地地先</p>	<p>五十・〇〇</p> <p>六十八・〇四</p> <p>四十三・〇〇</p> <p>十二・九一</p>	<p>八・〇〇</p> <p>八・〇〇</p> <p>六・〇〇</p> <p>六・〇〇</p>	

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十一月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年十一月十一日

指令越建セ第二五〇〇五〇一号

二 検査済証番号

平成二十五年十一月十三日

越建セ第三七七七一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南一丁目八番一、八番二、八番十三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市北原町三丁目二番二十二号

株式会社アーネストワン 代表取締役 西河洋一

告示

埼玉県病院事業告示第百三号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、平成二十五年十二月三十日から施行する。

平成二十五年十一月十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

表特別病室の使用の項中

埼玉県立がんセンター			
特別病室A	一日につき	特別病室B	一日につき
特別病室C	一日につき	特別病室D	一日につき
特別病室E	一日につき		

を

埼玉県立がんセンター			
特別病室A	一日につき	一四、九〇〇円	
特別病室B	一日につき	九、二一〇円	
特別病室C	一日につき	一五、〇〇〇円	
特別病室D	一日につき	一〇、三〇〇円	
特別病室E	一日につき	一〇、二〇〇円	

に改める。

〇〇〇円
〇〇〇円
〇〇〇円
〇〇〇円

告 示

埼玉県監査委員告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第四項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成二十五年十一月十九日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 野 本 陽 一

埼玉県監査委員 梅 澤 佳 一

第1 監査の請求

1 請求人

さいたま市 今井 裕子

2 請求書の受付

平成25年9月25日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨

県民生活部椎木広聴広報課長は、平成25年6月27日、埼玉県平和資料館リニューアル工事（以下「本件工事」という。）の業者選定委員会で、同工事のための設計業務委託（埼玉県平和資料館リニューアル展示設計業務委託。以下「本件工事に係る設計業務委託」という。）で指名した5者を選定し、指名競争入札による執行を決定した。

指名競争入札とした理由は、条件付一般競争入札では施工実績業者が他にないことを確認できず、入札参加者が少数に限定される恐れがあるためとしている。しかし、本件工事は設計受託者が積算した工事費を設計対象額としており、本入札は指名行為を通じて競争性の低下や談合を誘発した可能性があったといえる。

以上のことから、本入札方法は、地方自治法施行令第167条の規定に反するものである。

また、本入札の落札率は94.7%であり、談合の疑いがある。本来の一般競争入札で行った場合の落札額は、最低制限価格（設計額の88.5%）近傍と推測できるため、その差6.2%相当分の3,320,100円（税込）の損害額が生じたといえる。

(2) 請求する措置の内容

当該行為により、埼玉県が被った損害を回復するように、埼玉県知事上田清司氏に対し、損害を埼玉県に支払うように求める。

第2 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

埼玉県平和資料館リニューアル工事請負契約（以下「本件工事契約」という。）の締結について監査の対象とした。

2 監査対象機関

県民生活部広聴広報課

3 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成25年10月17日に、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から陳述があった。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき、広聴広報課職員が立ち会った。

また、同日、広聴広報課職員の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

(1) 請求人の陳述の要旨

ア 県民生活部椎木広聴広報課長は、平成25年6月27日、本件工事の業者選定委員会で、先に本件工事に係る設計業務委託で指名した5者を選定し、指名競争入札による執行を決定した。

このことについて、本入札の業者選定を含む執行方法に疑義をもったため、法242条第1項の規定により、必要な措置請求を行うものである。

イ 工事種別の選定

広聴広報課業者選定委員会実施結果及び平和資料館リニューアル工事業者等選定調書(内申)によれば、工事内容について、1「エントランスに大壁画を設置」、2「展示室へのタイムトンネルを改修」、3「展示スペースを拡張」の3つを挙げている。その予定金額は53,962,000円である。

業者選定の具体的理由として、1「埼玉県物品関係等競争入札参加資格者名簿において展示等関連業務に登録されていること」、2「格付けがA等級であること」、3「ディスプレイ、展示のほかに複数の博物館の施工、リニューアル工事を手がけた実績があること」の3つの条件を挙げている。業者選定委員会は審査の結果、本年3月13日、業務委託の指名競争入札で指名通知した5者を選定した。

しかし、7月9日の県のホームページによる本件工事の指名競争入札の発注情報を見ると、工事種別に「内装仕上」という業種が明示されているが、選定調書の中ではこの「内装仕上」という工事の業種については一度も触れられていない。工事实績として掲げた「複数の博物館の施工、リニューアル業務」の内容がなぜ「内装仕上」なのか。

一般的に「内装仕上」とは、壁張り工事、内装間仕切り工事など、石膏ボードや壁紙等を用いて建築物の内装仕上を行う工事をいう。工事種別欄は建設工事の種類が記載されるものと思うが、本来、工事内容や工種ごとの工事費などを総合的に勘案して「主たる工事」を決め、工事業種を選定するものである。本工事内容を契約図書から推測しても、とても「内装仕上」とは見ることはできないのではないか。これは、業務委託の指名業者がたまたま「内装仕上」の建設業登録をしていて、この業種に決めたのではないかという疑問を抱かせるものである。

ウ 執行方法の選択

平和資料館リニューアル工事業者選定委員会実施結果の資料によると、「指名競争入札とした理由は何か」と質問した委員に対して、事務局からは「条件付一般競争入札では施工実績業者が他にないことを確認できず、入札参加者が少数に

限定される恐れがあるため」と答えている。

指名競争入札とは、資力信用その他について適当である特定多数の競争入札者を選んで入札の方法によって競争させ、地方公共団体にとって最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式で、法施行令に規定されている場合に認められるものであるとされている。法施行令第167条では、1号で「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき」、2号で「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき」、3号で「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」の3つを挙げている。

しかし、この選定調書の契約方法欄には「地方自治法施行令第167条第1号該当」とある。本件工事の性質又は目的が一般競争入札に適しないものと判断した理由は何か、また、選定委員会の質疑でこのことを説明しなかったのはなぜかが明らかにされていない。さらに、工事实績業者について、他にないことを確認できないと回答しているが、何をもって実績のある業者を5者のみであると確認されたのかが説明されていない。

埼玉県では、公共調達改革推進のための工程表を示し、1千万円以上の工事への一般競争入札の拡大と入札制度の整備が行われてきた。

埼玉県建設工事請負一般競争入札執行要綱では、その第2条の入札に参加する者に必要な資格として、一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績を掲げているが、工事の種類に公共工事だけではなく、民間工事や県発注工事の下請実績を認めている。また、第11条では、入札公告等で指示がある場合は、入札参加者の数が1者であっても、入札を執行するものとしている。

さらに、埼玉県一般競争入札参加条件設定ガイドラインでは、県内全域を地域要件としても、県内企業だけでは応札可能者数が10者に満たない場合には、入札参加資格者名簿に登録された事業所を県内に有する県外企業も参加させることができるとし、この場合において応札可能者数が10者に満たない場合には原則として地域要件は設定しないとしている。

従って、本件工事の執行方法を一般競争入札として、全国の企業を対象に民間実績を含めた参加条件を付し、入札参加者の数が1者であっても入札を執行する旨の公告を行えば、指名競争入札ではなく一般競争入札で済んだ。入札参加者数を根拠にした指名競争入札の選択は適切ではないと考える。

平成22年度のさいたま市包括外部監査の結果報告書では、指名競争入札のメリットについて、「一般競争入札と随意契約の長所を持っており、特定多数の者を選んで競争させる点で不良・不適格な業者を排除することが可能であり、また、入札等の手続きにおいても、入札参加者の数が特定されているので事務の執行上効率的であることから、実務において活用されている。しかし、競争性が低下する可能性があり、運用においては指名業者の選定が公正になされなければならないことを肝に銘じる必要がある。」としている。指名競争入札のデメリットの具体的な例としては、1「業者指名過程が不透明」、2「恣意的な運用の恐れがある」、3「指名行為を通じての競争性の低下と談合誘発の可能性」の3点を掲げている。

本件工事は、本件工事に係る設計業務委託の受託業者が自ら行った展示設計図や工事費の積算書、特記仕様書の作成など業務の成果品を基に、工事内容を分離

することなく発注しており、受託業者が安易に予定価格を類推することができる。本件工事に係る設計業務委託と同一業者による指名競争入札は、競争性の低下と談合を誘発した可能性を否定できないのではないか。

以上のことから、本入札方法は、法施行令第167条の規定に反するものと言わなければならない。

エ 本件工事契約の落札率と談合の疑い

7月26日の県のホームページによる入札・見積結果情報では予定価格が公表されていないが、予定価格の設定にあたっては設計額の歩切りは行わない旨の国の通知「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」という文書が出されている。本工事の落札額なので歩切りは行わないということを前提に、予定価格は設計額と同一であると考え、本件工事契約の落札額4,840万円を設計額5,108万9千円で割った落札率は94.7%である。

平成18年2月、衆議院予算委員会の質疑で、ある談合カルテル事件後の落札率の低下率の調査結果について質疑があるが、当時の公正取引委員会委員長は、カルテル事件調査前後の落札率の変化について、談合については単純平均で18.6%と答弁している。つまり落札率が単純平均で81.4%になったということである。

また、全国市民オンブズマン連絡会議は、過去の談合訴訟や公正取引委員会の審判、さらに全国落札率調査を踏まえ、落札率95%以上を「談合の疑いがきわめて強い」、落札率90%以上を「談合の疑いがある」としている。

オ これまで述べた工事種別の選定や執行方法の選択過程における疑問及びこれらのことを重ね合わせると、本入札は談合の疑いが非常に強いものであるといえるのではないか。

また、仮に談合なく、本来の一般競争入札で行われた場合の落札額は、設計額の88.5%という最低制限価格の近傍と推測できる。このため、本件工事の落札率94.7%と88.5%の差6.2%相当分の金額、税込で3,320,100円の損害額が生じたといえる。

カ 監査の結果、談合が行われていたと判明した場合、当該行為により埼玉県が被ったであろう損害を回復するように、埼玉県知事上田清司氏に対して、損害を埼玉県に支払うよう求める。

(2) 執行機関の陳述の要旨

ア 「指名競争入札とした理由は、条件付一般競争入札では施工実績業者が他にないことを確認できず、入札参加者が少数に限定される恐れがあるためとしています。」について

本件工事契約の契約方法を指名競争入札とした理由は、本件工事が特殊な工事であることから、契約の相手方がある程度特定し、不特定多数の業者を競争に参加させる一般競争入札には適さないためである。

イ 「本工事は設計受託者が積算した工事費を設計対象額としており、本入札は指名行為を通じて競争性の低下や談合を誘発した可能性があったといえます。」について

一般論として、指名競争入札は指名行為を通じて競争性の低下や談合を誘発する可能性が指摘されてはいる。しかし、指名競争入札は地方自治法で認められた制度であり、本件工事契約の入札は当該制度に則った方法で適正に執行したものである。

ウ 「以上のことから、本入札方法は、地方自治法施行令第167条の規定に反するものです。」について

ア及びイの理由により、請求人の主張は容認できない。

エ 「本入札の落札率は94.7%であり、談合の疑いがあります。本来の一般競争入札で行った場合の落札額は、最低制限価格（設計額の88.5%）近傍と推測できるため、その差6.2%相当分の3,320,100円（税込）の損害額が生じたといえます。」について

本件工事契約の入札において談合に関する情報はなく、入札は適正に行われたと認識している。

オ 「当該行為により、埼玉県が被った損害を回復するように、埼玉県知事上田清司氏に対し、損害を埼玉県に支払うように求めます。」について

アからエの理由により、本件工事契約の入札によって埼玉県は損害を被っていない。

（3）執行機関の陳述に対する請求人の意見の要旨

事実証明書として添付した「広聴広報課業者選定委員会実施結果」によると、広聴広報課は、出納総務課に問い合わせているということであるが、工事の契約については、物品関係の契約を担当する出納総務課ではなく、入札課に問い合わせるべき内容である。入札課へ問い合わせれば一般競争入札も可能ということになったと思われるのに、なぜ入札課ではなく出納総務課へ問い合わせたのか疑問である。

4 監査対象機関の説明

県民生活部広聴広報課から関係書類の提出を受け調査を行うとともに、事実関係などを確認するため平成25年10月17日に監査を実施した。

（1）指名競争入札とした理由について

本件工事の内容は、博物館等の展示施設における展示ディスプレイ工事という特殊性の高いものであることから、契約の相手方がある程度特定され、不特定多数の業者を競争に参加させる一般競争入札には適さないため、法施行令第167条第1項第1号「その性質又は目的が一般競争入札に適しないもの」に該当するとして指名競争入札とした。

(2) 指名業者の選定について

本件工事契約の入札に当たっては、埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿において、本件工事に最も近いと考えられる業種区分である「内装仕上業」に格付がAで登録されている業者の中から、埼玉県物品関係等競争入札資格者名簿において「催物、映画、広告、その他の業務 - 催物等 - 展示等関連業務」に格付がAで登録されている者を抽出し、その中から博物館の施工、リニューアル業務を手がけた実績を個別にホームページ等により調査した結果、実績のある5者を選定した。

この結果、本件工事契約の入札における指名業者は、本件工事に係る設計業務委託契約の入札における指名業者と同じ者となったものである。

(3) 入札の競争性の確保について

ア 本件工事に係る設計業務委託契約の入札の受注者が、本件工事契約の入札において指名業者となっていることは事実である。

本件工事に係る設計業務委託契約の成果品として、展示設計図や展示工事費積算書等が納品され、納品された積算書の内容を確認して設計額を決定している。

イ 予定価格は、設計額を一部減額して決定した。

ウ 本件工事契約の入札においては、指名業者全てに展示設計図及び工事内容や数量が記載されている工事内訳書を設計図書として示し、工事内容や工事費積算方法について平等に開示しており、競争性は十分に確保されたものと考えている。

(4) 落札率について

請求人は、落札率を、落札額を設計額で割った94.7%としているが、予定価格で割ると、96.3%となる。

5 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、本件工事契約の入札参加者5者の全てに対し、文書により関係人調査を行ったところ、5者から次のとおり回答があった。

- (1) 本件工事契約の入札に関して、事前に他社へ働きかける等の行為を行っておらず、他社からの働きかけ等の事実はなく、談合等の不正行為をした事実はない。
- (2) 入札情報公開システムにおいて掲載された設計図書により自ら工事費の積算を行い、積算に当たり仕様書の内容に不足はなかった。

6 事実関係

監査対象事項について、県民生活部広聴広報課に対する監査、関係人調査及び関係書類の調査を実施し、次の事項を確認した。

(1) 本件工事契約の内容について

本件工事は、埼玉県平和資料館開館20周年リニューアルオープンに向け、アプローチ(通路)空間、タイムトンネル、エピローグ等の展示施設の一部改修を実施したものである。

- ア 工事名 埼玉県平和資料館リニューアル工事
イ 工期 平成25年8月1日から平成25年10月11日まで
ウ 請負代金額 金50,820,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)
エ 受注者 株式会社 丹青社

(2) 本件工事契約の契約手続について

ア 設計額の決定

本件工事に係る設計業務委託契約の入札に当たり、指名業者に対し、「仕様書」の中で、工事費の規模について「約54,000,000円(税込み)」と示している。広聴広報課は、この設計業務委託契約の受注者である株式会社丹青社が納品した工事積算書に記載された金額を確認したうえで、本件工事の設計額としている。

イ 指名業者の選定

広聴広報課は、本件工事契約に係る契約業者等の選定に当たり、平成25年6月27日に広聴広報課業者選定委員会を開催し、契約方法を指名競争入札によることとしたうえで、指名業者を株式会社トータルメディア開発研究所、株式会社丹青社、株式会社乃村工藝社、株式会社日展東京支店及び株式会社ムラヤマの5者(以下「5者」という。)とすることを決定した。

指名業者を上記5者とするに至った参考資料は、現存していない。

ウ 指名通知及び掲載書類

広聴広報課は、平成25年7月9日に、本件工事契約の入札に係る指名通知を指名業者5者あて電子入札システムにより通知するとともに、入札情報公開システムの「指名入札案件情報」において、平成25年7月9日から7月25日までの間、指名業者が閲覧できるよう次の書類を掲載した。

- ・埼玉県建設工事請負等入札参加者心得
- ・契約書(案)
- ・展示設計図
- ・工事積算書

エ 予定価格の決定

本件工事契約の予定価格は、同工事の支出負担行為の決裁権者である広聴広報課長が、設計額を一部減額し平成25年7月22日に決定した。

オ 開札及び落札決定

広聴広報課は、平成25年7月25日に電子入札システムにより開札したところ、入札金額が最低制限価格を下回った者はなかったが、3者の入札金額が予定価格超過となった。

この結果、最低の価格をもって申込みをした株式会社丹青社に落札決定を行った。

カ 契約締結

広聴広報課は、平成25年8月1日付けで株式会社丹青社と本件工事契約を締結した。

第4 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により次のとおり決定した。

1 監査対象事項に対する判断

(1) 入札の執行方法について

請求人は、本件工事の性質又は目的が一般競争入札に適しないものと判断した理由が明らかにされておらず、また、入札参加者数を根拠に指名競争入札とした本入札方法は、法施行令第167条の規定に反すると主張する。以下、この点について判断する。

広聴広報課長が本件工事の性質又は目的が一般競争入札に適しないものと判断した理由は、「第3 4(1)」のとおりと認められる。本件工事契約に係る決裁権限を有する広聴広報課長が、本件工事が特殊性の高い工事であるとして法施行令第167条第1項第1号に該当すると判断し、指名競争入札により執行したことについて、明らかに法令違反があったとはいえない。

(2) 指名業者の選定について

請求人は、本件工事に係る設計業務委託契約の入札における指名業者がたまたま「内装仕上」の建設業登録をしていて、本件工事契約に係る入札においても指名業者をこの業種に決めたのではないかと、また何をもって実績のある業者を5者のみであると確認されたのかが説明されていないと主張する。以下、指名業者の選定手続について判断する。

本件工事契約の入札に係る指名業者の選定について、広聴広報課は「第3 4(2)」のとおり主張する。指名業者の決定については、「第3 6(2)イ」のとおりであったと認められ、本件工事契約の入札の執行に当たっては、広聴広報課業者選定委員会を開催し、質疑応答を経て指名業者を決定しており、この手続について明白な法令違反があったとはいえない。

(3) 競争性の低下及び談合行為の存在について

請求人は、本件工事に係る設計業務委託契約の受注者が自ら行った展示設計図や工事費の積算書、特記仕様書の作成など業務の成果品を基に、工事内容を分離することなく発注しており、受注者が安易に予定価格を類推することができ、本件工事に係る設計業務委託契約と同一業者による指名競争入札は、競争性の低下と談合を誘発した可能性を否定できず、工事種別の選定や執行方法の選択過程における疑問及び本件工事契約の入札の落札率を重ね合わせると、本件工事契約の入札は談合の疑いが非常に強いものであると主張する。以下、競争性の低下及び談合行為の存在について判断する。

ア 請求人は、本件工事に係る設計業務委託契約の受注者が安易に予定価格を類推することができ、競争性の低下を招いた可能性があるとして主張するが、次のとおり、競争性の低下があったとは認められない。

- (ア) 本件工事に係る設計額は事前公表がされておらず、本件工事に係る設計業務委託契約の受注者であるといえども指名業者は本件工事契約の入札に当たりこれを知り得る状況にはなかったと考えられること。
- (イ) 本件工事契約の入札に係る予定価格は、設計額から一定額を減額して決定しており、本件工事に係る設計業務委託契約の受注者が納品した工事積算書の金額とは異なっていること。

イ 本件工事契約の入札参加者5者の全てに対し、文書により関係人調査を行ったところ、5者とも本件工事契約の入札に関して、事前に他社へ働きかける等の行為を行っておらず、他社からの働きかけ等の事実はなく、談合等の不正行為をした事実はないと回答している。また、5者とも、入札情報公開システムにおいて掲載された設計図書により自ら工事費の積算を行い、積算に当たり仕様書の内容に不足はなかったと回答するなど、談合行為の存在を疑わせるに足る事実を認めることはできなかった。

ウ 請求人は、本件工事契約に係る入札の落札率から談合の疑いがあると主張するが、次により落札率が高いことのみをもって、談合行為があったとはいえない。

- (ア) 5者は、「第3 6(2)ア」のとおり、本件工事に係る設計業務委託契約の入札時に、工事費の規模を「約54,000,000円(税込み)」であることを知り得ていたこと。
- (イ) 本件工事契約に係る入札の開札の結果、「第3 6(2)オ」のとおり、入札金額が予定価格を上回った者が入札参加者のうち過半数であったこと。

以上のことから、本件工事契約については、提案競技による設計施工一括発注方式など他の選択方法があったにもかかわらず、設計業務委託と工事を分離して実施し、設計業務委託と工事の指名業者を同一としたことは、適切とはいえず誤解を招く。しかしながら、明白な法令違反は見当たらず、また、談合行為の存在も確認できなかった。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求は棄却する。

資料

埼玉県職員措置請求書

埼玉県知事（職員）に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

県民生活部椎木広聴広報課長は、平成25年6月27日、平和資料館リニューアル工事の業者選定委員会で、同工事のための設計業務委託で指名した5者を選定し、指名競争入札による執行を決定しました。

指名競争入札とした理由は、条件付一般競争入札では施工実績業者が他にないことを確認できず、入札参加者が少数に限定される恐れがあるためとしています。しかし、本工事は設計受託者が積算した工事費を設計対象額としており、本入札は指名行為を通じて競争性の低下や談合を誘発した可能性があったといえます。

以上のことから、本入札方法は、地方自治法施行令第167条の規定に反するものです。

また、本入札の落札率は94.7%であり、談合の疑いがあります。本来の一般競争入札で行った場合の落札額は、最低制限価格（設計額の88.5%）近傍と推測できるため、その差6.2%相当分の3,320,100円（税込）の損害額が生じたといえます。

当該行為により、埼玉県が被った損害を回復するように、埼玉県知事上田清司氏に対し、損害を埼玉県に支払うように求めます。

（以上、原文のまま掲載）

2 請求者

住所 職業 氏名

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成25年9月25日

埼玉県監査委員 様

事実証明書

入札・見積結果情報閲覧（埼玉県平和資料館リニューアル展示設計業務委託）

入札・見積結果情報閲覧（埼玉県平和資料館リニューアル工事）

広聴広報課業者選定委員会実施結果

広聴広報課契約業者等選定調書（内申）

「競争性の低下や談合を誘発した可能性」の根拠

競争参加資格者情報

発注情報閲覧（埼玉県平和資料館リニューアル工事）

建設業許可申請の手引き

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

埼玉県建設工事請負一般競争入札執行要綱

埼玉県一般競争入札参加条件ガイドライン

雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十五年九月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十五年十一月十九日

埼玉県病害虫防除所長 相 崎 万裕美

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
鹿島飼料株式会社鹿島工場 茨城県神栖市	H25.9.6 株式会社奥隅商店熊谷営業所 埼玉県熊谷市	成鶏肥育配合飼料	マルニ印配合飼料ハイカラーH	25.9	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
関東食品油脂協同組合 埼玉県草加市	H25.9.11 関東食品油脂協同組合春日部豊野工場 埼玉県春日部市	単体飼料	ごま油かす	25.9	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
(輸入業者) 埼玉糧穀株式会社 埼玉県川越市	H25.9.12 埼玉酪農業協同組合 埼玉県深谷市	乾牧草	ルーサン	25.8	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
(輸入業者) 森永酪農販売株式会社埼玉営業所 埼玉県深谷市	同上	乾牧草	USチモシー	25.9	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
(輸入業者) アタカ通商株式会社 東京都中央区	同上	乾牧草	オーツヘイ	25.9	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
(輸入業者) 全国酪農業協同組合連合会東京支所 東京都港区	同上	乾牧草	カナダチモシー	25.9	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
森永酪農販売株式会社埼玉営業所 埼玉県深谷市	同上	乳牛用飼育用配合飼料	マル中印乳用牛飼育用配合飼料 森永デーリィバルキー73CK	25.8	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	乳用牛飼育用配合飼料	マル中印乳用牛飼育用配合飼料 のぞみ17	25.8	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
東洋ライス株式会社和歌山本社 和歌山県和歌山市	H25.9.17 東洋ライス株式会社サイタマ工場 埼玉県坂戸市	単体飼料	米ぬか	25.9	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
築野食品工業株式会社 兵庫県宝塚市	H25.9.19 築野食品工業株式会社関東工場 埼玉県本庄市	単体飼料	脱脂米糠	25.9	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無

(注) 1 . 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

同上	同上	マル中印乳用牛飼 育用配合飼料 のぞみ17	25.8	17.0 以上	2.0 以上	0.80 以上	0.40 以上	15.0 以下	10.0 以下									
				19.1	4.1	0.85	0.49	6.0	5.9									
東洋ライス株式会社 和歌山本社 和歌山県和歌山市	H25.9.17 東洋ライス株式 会社サイタマ工 場 埼玉県坂戸市	米ぬか	25.9															
				14.1	6.1	0.05	2.84	0.6	11.2									
築野食品工業株式会 社 兵庫県宝塚市	H25.9.19 築野食品工業株 式会社 関東工 場 埼玉県本庄市	脱脂米糠	25.9															
				17.1	0.5	0.05	2.57	7.1	10.7									

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。